

春日部市自治基本条例の手引き



春日部市

もくじ

春日部市自治基本条例とは.....	1
春日部市自治基本条例の構成図.....	3
春日部市自治基本条例.....	4
前文.....	4
第1章 総則（第1条—第4条）.....	6
第2章 市民.....	10
第1節 市民（第5条・第6条）.....	10
第2節 コミュニティ組織（第7条・第8条）.....	13
第3章 議会（第9条・第10条）.....	15
第4章 執行機関.....	17
第1節 市長等の役割と責務（第11条—第13条）.....	17
第2節 市政運営（第14条—第20条）.....	19
第5章 市民参加等.....	23
第1節 情報共有（第21条—第23条）.....	23
第2節 市民参加（第24条—第26条）.....	25
第3節 協働（第27条）.....	27
第4節 住民投票（第28条）.....	28
第5節 連携と協力（第29条・第30条）.....	30
第6章 条例の実効性の確保（第31条・第32条）.....	31
自治基本条例の策定プロセス.....	32

表紙 ○春日部市章（平成18年3月17日制定）

＜制定の経緯とデザインの趣旨＞

市章は新生「春日部市」の誕生を記念して、広く一般から、市のイメージにふさわしいデザインを公募し、全国から寄せられた792作品の中から、市章選考委員会において選考を行い、市民の意見を尊重しながら市章選考委員会で選定し、議決を経て制定したものです。

デザインは、春日部市の「春」の文字をモチーフに、自然溢れる緑の新市と旧2市町を表した2本の緑のライン、未来を表す正円と飛翔する市民が描かれ、また、市民一人ひとりがお互いに協力して新市のまちづくりに励み、「市民主役・環境共生・自立都市」を目指して飛躍と発展を続けるまちづくりを推進する願いが込められています。

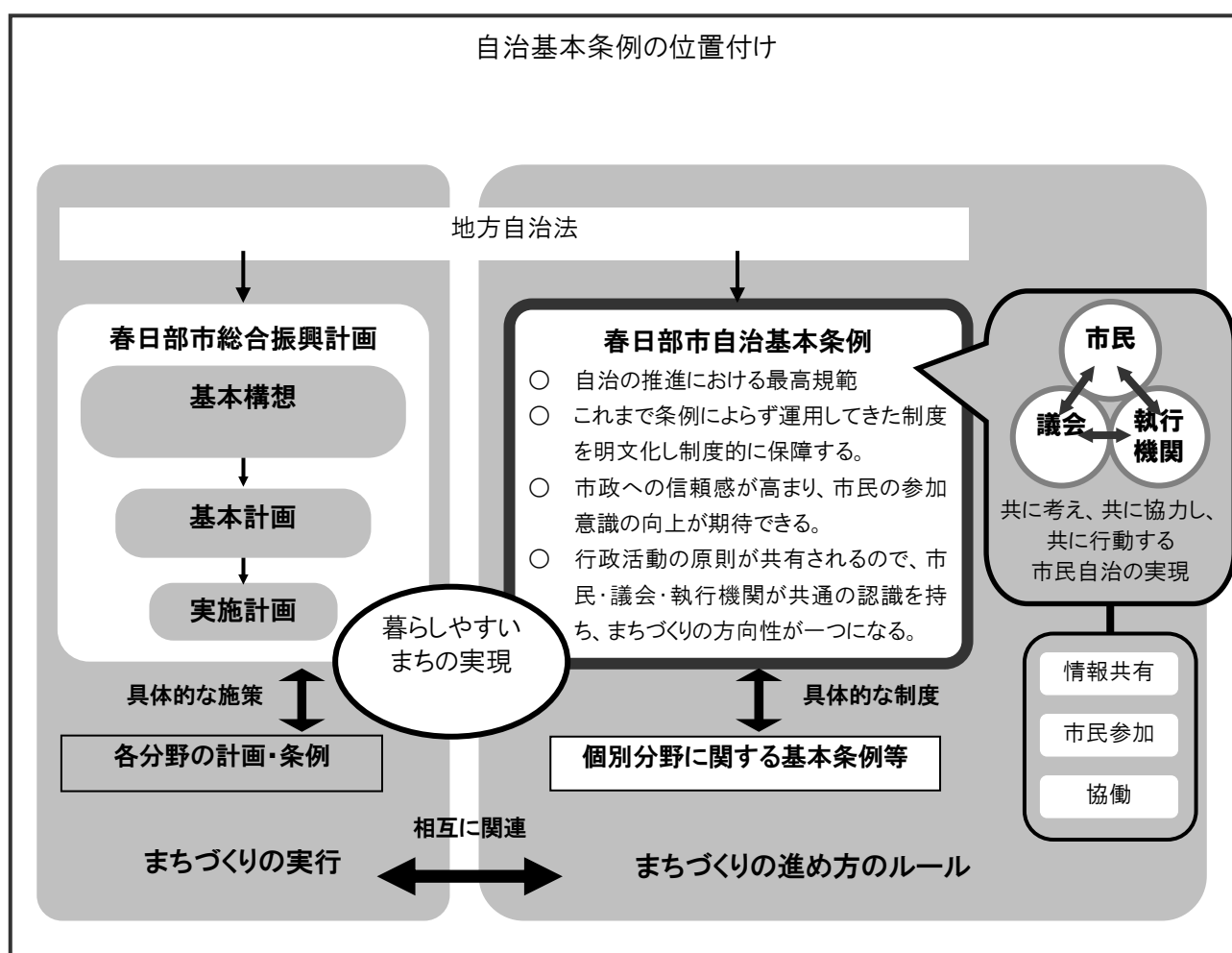
春日部市自治基本条例とは

1. 自治基本条例って何？

春日部市の自治の推進における最高規範です。

春日部市自治基本条例は、春日部市の自治のあり方を定めています。まちづくりの基本的な考え方や進め方をはじめ、市民の皆さんと議会及び市役所（執行機関）がお互いに協力していくためのルール（約束ごと）など、基本原則を明らかにしています。

この条例が、市政における市民参加のあり方や協働のあり方など、自治の推進における最高規範になります。



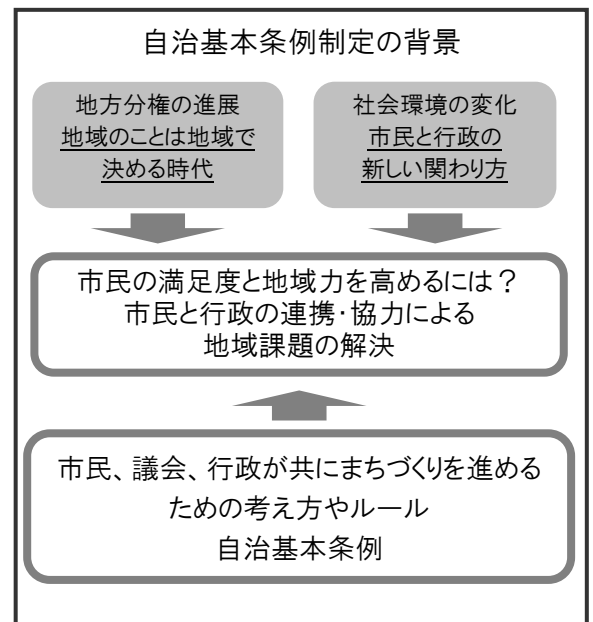
2. 自治基本条例ってなぜ必要なのか？

市民、議会、執行機関が共にまちづくりを進めるための共通のルールとして必要です。

地方分権が進み、国と地方自治体との関係が中央集権の特徴だった上下・主従関係から、地方分権の特徴である対等・協力の関係へと変わりました。春日部市でもこれまで以上に自己決定・自己責任の重さが拡大し、主体的なまちづくりが求められています。

また、少子高齢化、人口減少社会など、新たな社会問題が発生し、市民ニーズやライフスタイルの多様化など社会環境が大きく変化の中で、これまでの行政のあり方では、さまざまな問題に対応できなくなってきました。

これらのことから、市民と行政が新しい協力関係を築き、住んでみたい、住み続けたいと思える魅力ある、暮らしやすいまちを実現するためのまちづくりのルールが必要になってきました。



3. 自治基本条例で何が変わるのか？

春日部らしい、暮らしやすいまちに一步近づきます。

まちづくりの主体である「市民」、「議会」、「執行機関」の役割と責務を明確にし、市政に関する情報の共有や市民参加と協働の仕組みについて具体的に定めることで、市民の皆さんの声をより一層、市政に反映させることができます。

このことにより、春日部らしい、暮らしやすいまちの実現に一步近づきます。

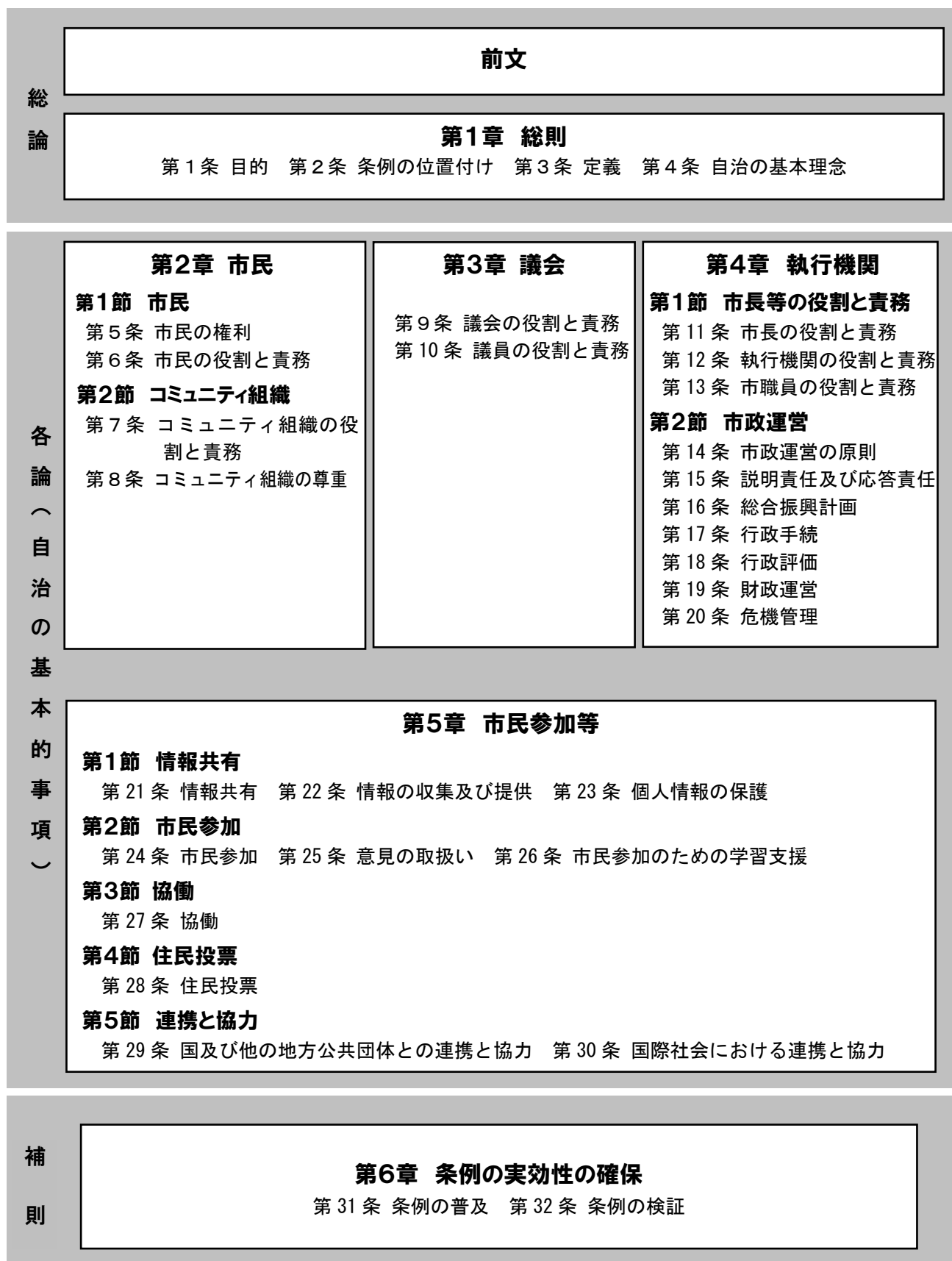
4. 春日部市の自治基本条例はどうやってつくったのか？

多様な市民参加の方法を組み合わせ、市民と行政のキャッチボールでつくりました。

春日部市自治基本条例は、市民ワークショップや策定審議会、市民意見提出手続（パブリックコメント）や地区説明会など、多様な市民参加の方法によって、多くの市民の皆さんとのかかわりを持って策定されました。また、「広報かすかべ」や市のホームページ、「春日部市自治基本条例かわら版」の発行などにより情報提供を行ってきました。

これらを受けて、平成21年12月定例市議会において可決・制定され、平成22年4月1日から施行されました。

春日部市自治基本条例の構成図



春日部市自治基本条例

前文

わたしたちは、ふるさと春日部に愛着と誇りを持ち、こどもたちの健やかな成長とこのまちの発展を願って、すべての市民が尊重され、安心して幸せに暮らせるまちをつくっていきます。

この思いをまちづくりにつなげるため、わたしたち一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、人と人とのつながりを大切にしながら、新しい自治のあり方を創造していかなければなりません。

こうした理解のもと、わたしたちは、共に考え、共に協力し、共に行動してまちづくりを推進し、住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまちを築き、次の世代に引き継いでいくため、ここに、この条例を定めます。

<趣旨>

春日部市自治基本条例は、春日部市の自治の推進における最高規範です。そのため、春日部市における自治のあり方や基本的な考え方を示し、将来のまちづくりに必要なことを決意表明するために前文を置いています。

一般的に、様々な文章では、「まえがき」によって、誰がどんな思いでこの文章を書いたかが簡潔に述べられています。同様に、この前文も条例全体の「まえがき」の意味合いを持っています。

まず、「わたしたちは」で始まることで、市民、議会、執行機関が力を合わせて制定したことを明らかにしています。（「わたしたち」とは、市民、議会、執行機関を含む春日部市の自治を担うすべての主体を指します。）

また、いつの時代にも、自治の基本的な考え方として通用する恒常的な文章とし、時代背景や個々の課題には触れずに、将来のまちづくりに何が必要か、という視点から表現しています。

さらに、文章表現については、この条例全体を通して、柔らかく、短く、漢字を多用しない、といった配慮をしています。

特に、春日部市の条例としては例外的に「です・ます」調としています。自治基本条例の策定過程には、市民ワークショップや地区説明会などを通して市民の皆さんがかかわっています。そこで語られたまちづくりに対する市民の主体的な思いを表現するには「です・ます」調がふさわしいと考えたためです。また、「です・ます」調は、こどもたちに対して語りかけるように説明できることにも配慮しました。

<説明>

第一段落では、春日部市のまちづくりについて述べています。

春日部で生まれ育った人、春日部に住んでいる人、春日部とかかわりのある人が、いつまでも「ふるさと」としての愛着を持ち、ここに住んでいる、かかわっていることを誇りに思うこと。子どもたちの健やかな成長とともに、春日部のまちの成長と発展を願い、すべての市民の人権、人格、人間性が尊重され、安心して幸せに暮らせるまちをつくっていくことを決意として表しています。

第二段落では、第一段落で掲げたまちを実現するために、「わたしたち一人ひとり」に役割や責務があることを述べています。「わたしたち一人ひとり」とは、市民だけでなく、議員や執行機関の職員一人ひとりも含んでいます。

市民、議会、執行機関が大切な役割を担って、責務を負うためには、個々の力ではできる範囲に限りがあります。そこで、人と人とのつながり、コミュニケーションを大切にしながら、市民参加や協働を基本とする、みんなで行う新しい自治を創造していかなければならないという決意を表しています。

第三段落 ここでは、この条例を制定する趣旨を述べ、制定を宣言しています。「共に考え、共に協力し、共に行動していく」まちづくりの理念に基づいて、みんなが一緒にまちづくりに参加し、住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまちを築き、将来の世代に引き継いでいく決意を表しています。

第1章 総則（第1条—第4条）

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにし、市民、議会及び執行機関の役割と責務等の基本的事項を定め、市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治の実現と協働によるまちづくりの推進を図り、もって暮らしやすいまちの実現に貢献することを目的とします。

＜趣旨＞

この条例の目的を規定しています。

＜説明＞

この条例の目的は、暮らしやすいまちの実現に貢献することです。

子どもからお年寄りまで誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会の実現を目指すために、この条例では「①春日部市の自治の基本理念」、「②市民の権利、役割と責務」、「③議会及び執行機関の役割と責務」、「④市政運営」、「⑤市民参加と協働によるまちづくり」などの自治の基本的事項を定めています。

これらを定めることにより、市民が主体的にまちづくりに取り組む「①市民自治」の実現と「②協働によるまちづくり」の推進を図り、大きな目標である「暮らしやすいまち」の実現に貢献するものです。

なお、「暮らしやすいまちの実現」を「幸せと豊かさの実現」と解釈すると、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2に定める地方公共団体の役割である「住民の福祉の増進を図る」こと、すなわち、「市民福祉の向上」を意味しています。

【用語の解説】

「執行機関」とは

春日部市自治基本条例は、市民、議会、行政組織の三者が一体となってまちづくりを推進していくための基本ルールです。地方自治法では、これらの三者を「住民」、「議会」、「執行機関」と規定しており、この条例においても、三者それぞれの役割と責務を明確にするため、地方自治法の区分を踏まえて、行政組織（市役所）を指す用語として「執行機関」として使っています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、自治の推進における最高規範であり、議会及び執行機関は、他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及びその運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図ります。

<趣旨>

この条例の位置付けについて規定しています。

<説明>

自治基本条例は、一般的に「自治体の憲法」と言われていますが、法体系上、個々の条例の間には優劣や上下関係はないことから、自治の推進における分野（市民参加や協働によってまちづくりが行われる分野など）において、判断・評価・行為などの基準となるべき規範として位置付けています。

したがって、この分野に関する例規等の制定改廃やこれに伴うあらゆる施策の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合を図ることを述べています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいいます。
- (2) コミュニティ組織 地域を基盤とする自発的に組織される自治会等の団体及び地域や市民生活における課題について、共通の目的又は関心を持つ人が自主的に活動を行う団体をいいます。
- (3) 市民参加 広く市民の意見を反映させるため、市民が様々な形で市政へ自主的に参加することをいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び執行機関が、目的を共有し、それぞれの役割と責務に基づいて信頼関係を構築し、対等な立場で補い合い、協力して行動することをいいます。

<趣旨>

この条例の解釈にあたり、共通の理解をしておきたい用語について規定しています。

<説明>

(1) 市民

「市民」とは、市内に住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいいます。

まちづくりは、そこに生活の本拠を持つ住民だけではなく、生活の本拠とはいえないまでも多くの時間を過ごす、通勤・通学者、その地域で活動する市民団体等も影響を受けます。このため市民を住民だけに限定していません。春日部市の自治の担い手

として、春日部市にかかわりを持つすべての個人及び団体を「市民」と定義しています。

なお、「団体」とは、自治会や市民活動団体、NPO、ボランティアのグループ、趣味のサークル、また、企業・事業者など、すべての団体を指します。

（２）コミュニティ組織

「コミュニティ組織」とは、「地域コミュニティ組織」（地域を基盤とする自発的に組織される自治会等の団体）と「テーマコミュニティ組織」（地域や市民生活における課題について、共通の目的又は関心を持つ人が自主的に活動を行う団体）を総称しています。

少子高齢化、人口減少社会を迎えるにあたって、複雑化する地域や市民生活における課題に対応するために、市民自治の担い手として「コミュニティ組織」の重要性が高まっています。さらに、地域の総合的な視点を持ち、多様な地域の課題に対応するためには、地域コミュニティ組織とテーマコミュニティ組織との連携によるコミュニティ活動の展開が大切になっています。

（３）市民参加

市民自治のまちづくりを進めるためには、市民の意見が反映されるよう、市民に積極的に市政に参加していただくことが必要です。そのため、「市民参加」という用語を定義しました。「市民参加」とは、市の施策に関する企画立案から実施、評価など、市政運営の各段階への参加を含めた考え方です。

（４）協働

市民と市が、共に考え、共に協力し、共に行動してまちづくりを進めるうえで重要になることから、「協働」を定義しています。

「協働」とは、市民、議会、執行機関が、共通の目的を達成するために、それぞれの特性を生かして役割を担い、互いに協力・連携することで、相乗効果を上げる取組です。これは、市民と議会及び執行機関との連携だけでなく、市民相互の協力・連携も含む概念として幅広く捉えます。

【参考】

「まちづくり」とは

「まちづくり」とは、都市整備などのハード面だけではなく、福祉や文化などのソフト面も含めたものです。漢字の「町」では行政区画、「街」では市街地などの空間的なものをイメージします。ひらがなの「まち」ではそれらを含めて、故郷というイメージがあります。このように「まちづくり」とは、概念が広く、定義が難しいだけでなく、定義することで範囲を狭めてしまいます。

この条例では、「まちづくり」を「自治を基本とする」という趣旨で捉えています。

(自治の基本理念)

第4条 市民、議会及び執行機関は、暮らしやすいまちを築いていけるよう、それぞれの役割と責務を果たし、共に考え、共に協力し、共に行動してまちづくりを推進し、市民自治の実現を目指します。

2 市民、議会及び執行機関は、暮らしやすいまちを築いていけるよう、互いに情報を共有し、誰もが市政に参加し、協働を基本としたまちづくりを推進します。

<趣旨>

春日部市における自治の基本的な理念を掲げています。市民と議会及び執行機関が共に自治を推進するにあたって最も基本となる考え方となります。

<説明>

1 まちづくりの主体は市民です。市民、議会、執行機関それぞれが、自らの役割と責務を果たした上で、共に考え、共に協力し、共に行動してまちづくりを推進することで、市民が積極的にまちづくりに参加する自治を目指すことを基本理念としています。

この基本理念に基づき「第2章 市民」「第3章 議会」「第4章 執行機関」において、それぞれの役割と責務を具体的に定めています。

2 まちづくりに関する情報を共有し、市民参加と協働によるまちづくりを基本理念としています。

この二つの基本理念に基づくまちづくりを進めることで、暮らしやすいまちの実現を目指します。

この基本理念に基づき「第5章 市民参加等」において、「第1節 情報共有」「第2節 市民参加」「第3節 協働」等の基本的な事項を定めています。

第2章 市民

第1節 市民（第5条・第6条）

（市民の権利）

第5条 市民は、議会及び執行機関が保有する情報を知る権利があります。

2 市民は、まちづくりの主体として意見を述べ、市政に参加する権利があります。

3 こどもは、将来のまちづくりの担い手であることから意見は尊重され、まちづくりに参加することができます。

4 市民は、自主的な活動を通してまちづくりに取り組む権利があります。

＜趣旨＞

自治の基本理念に基づき、市民の権利について規定しています。

＜説明＞

1 市民が市政に関する情報を知る権利について規定しています。

市民が市政に参加するためには、市政に関する情報が十分に提供されなければなりません。

自治の基本理念における「互いに情報を共有し」を具体化する市民の権利です。なお、具体的な市政の情報の提供等については、「第5章 市民参加等 第1節 情報共有」において規定しています。

2 市民が市政に参加する権利について規定しています。ただし、市政への参加は、強制されるものではなく、あくまでも自主的な参加が求められます。

自治の基本理念における「誰もが市政に参加し」を具体化する市民の権利です。

地方自治法では、住民の権利として、選挙権、条例の制定・改廃請求権、監査請求権等が定められています。一方で、市政に参加する権利は、市民と議会及び執行機関が、共に政策形成を図るための権利であり、この条例で春日部市が独自に保障するものです。

なお、具体的な市政への参加の仕組みについては、「第5章 市民参加等 第2節 市民参加・第4節 住民投票」において規定しています。

3 こどもは社会の一員であるとともに、次世代の自治を担う大切な主体です。そのため、「自治の推進にあたっては、こどもを大切にする」という春日部市の姿勢を表しています。こどもが市政に参加する形態は、年齢や成熟度によって異なりますが、そこでの意見はまちづくりを進めるうえで貴重なものとなります。

なお、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）及び「児童の権利に関する条約」（平成6年批准）では、「児童」の対象年齢を18歳未満としています。これにのっとり、この条例でいう「こども」の対象年齢は18歳未満を指すものとします。

- 4 市民がまちづくりに取り組む権利について規定しています。

市民による主体的なまちづくりの活動こそ市民自治の土台となるものです。

また、自治の基本理念である市民自治を実現するためには、共に考え、共に協力し、共に行動していくことが大切であり、自治の基本理念における「協働を基本とした」を具体化するのが市民のまちづくりに取り組む権利です。

なお、具体的なまちづくりの取組に付いては、「第5章 市民参加等 第3節 協働」において規定しています。

（市民の役割と責務）

第6条 市民は、コミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有します。

2 市民は、まちづくりの主体として、市政に自主的かつ積極的に参加するよう努めます。

3 市民は、地域や市民生活における課題を解決するため、コミュニティ組織の活動に関心を持ち、参加するよう努めます。

4 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、積極的に地域や市民生活における課題を発見するよう努めます。

5 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、共に考え、共に協力し、共に行動して課題の解決に努めます。

6 選挙権又は住民投票権を持つ市民は、その行使の機会を生かします。

<趣旨>

前条の「市民の権利」の行使にあたって、市民の果たすべき役割と責務を規定しています。

<説明>

- 1 市民が主体となってまちづくりを進めるためには、市民が互いを理解し、尊重して信頼関係を築く必要があります。そのためには、市民同士が人と人とのつながりを大切にし、交流を図り、それを通して、情報の受け手であると同時に情報の送り手として情報共有を図っていくことが求められます。
- 2 市民が市政に参加することは、市民の権利であると同時に役割でもあります。市民一人ひとりの自由な意思に基づいて、積極的に市政に参加することを規定しています。
- 3 地域や市民生活における課題を解決するためには、コミュニティ組織の力が必要であることから、市民一人ひとりが、コミュニティ組織の活動に関心を持ち、積極的に参加することを規定しています。
- 4 まちづくりは、地域の課題を発見することから始まります。地域での生活の中で、市民一人ひとりがまちづくりの主体であるという意識を持って、地域や市民生活の課題に気づき、行動することを規定しています。

- 5 市民は、地域や市民生活における課題の解決に向けて、共に考え、共に協力し、共に行動して解決に努めることを規定しています。その際には、自己の利益だけを追求するのではなく、公共の利益を考慮し、まちづくりの主体として自らの発言と行動に責任を持つことが求められます。
- 6 選挙又は住民投票への参加は、市政への参加の重要な手段であり、まちづくりの第一歩とも言えるため、選挙権又は住民投票権を積極的に行使することを規定しています。

☆ちょっとブレイク・春日部市の紹介1☆

春日部市の花「フジ」

フジ（藤）とは

マメ科フジ属のツル性の落葉低木。

春に淡紫色または白色の花を房状に咲かせる。

また、日本原産のフジとヤマフジ、中国原産のシナフジの3種は、花房が長く、色があでやかで香りもよいことから園芸植物として広く愛好されている。

フジは、日本最古の文献「古事記（こじき）」や歌集「万葉集（まんようしゅう）」にも登場することからもわかるとおり、古くから人々に愛されてきました。市内にある、牛島のフジは、樹齢（じゅれい）1200年以上ともいわれ、明治時代には花房（はなぶさ）が3メートルもあり、東京近郊の名所として知られており、昭和30年8月には特別天然記念物に指定されました。また、平成元年には新日本名木百選にも選ばれています。

春日部郵便局から春日部地方庁舎間の車道を挟んで左右の歩道上に約1.1キロメートルの藤棚が昭和55年に整備され、「ふじ通り」として親しまれています。毎年「春日部藤まつり」の頃には、200本を超えるフジが花房のすだれを作り、市民の皆さんをお待ちしています。



第2節 コミュニティ組織（第7条・第8条）

（コミュニティ組織の役割と責務）

第7条 コミュニティ組織は、自らの発言と行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を行います。

2 コミュニティ組織は、暮らしやすいまちを築いていけるよう、地域で見守り、支えあう活動を行うよう努めます。

3 コミュニティ組織は、地域や市民生活における課題の解決に向けた活動を行うよう努めます。

4 コミュニティ組織は、地域や市民生活における課題の解決に向けて、必要に応じて、相互の連携並びに議会及び執行機関との連携を図ります。

＜趣旨＞

コミュニティ組織は、まちづくりを進めていくうえで大きな役割を担っていることから、コミュニティ組織の役割と責務を規定しています。

＜説明＞

1 春日部市では、自治会加入率が高く、またボランティア活動は福祉分野を中心として活発に活動しています。今後は、地域や市民生活における課題に対応するために、自治の担い手としてのコミュニティ組織がますます重要になっていくと考えられます。それぞれのコミュニティ組織が自らの重要性を認識して、自主的かつ自立した活動を積極的に行っていくことを規定しています。

2 コミュニティ組織は、地域にかかわりが深く、地域を包括するという大きな特徴を持ち、地域の見守り、支えあいの活動に関して大きな役割を果たしています。そこで、コミュニティ組織が、地域で見守り、支えあう活動を行うことを規定しています。

3 コミュニティ組織の中でも、市民活動団体やNPOなどは、それぞれの専門性や行動力を発揮し、地域や市民生活における課題の解決に取り組んでいます。

春日部市においても、これらの活動が活発になっており、市民生活における様々な課題の解決に向けた取組が期待できます。

そこで、コミュニティ組織が、地域や市民生活における課題の解決に向けた活動を行うことを規定しています。

4 地域や市民生活における課題は、それぞれ一つのコミュニティ組織だけでは解決できないものがあります。様々な分野のコミュニティ組織が、それぞれの特色と専門性を生かし、互いに連携・協力することにより課題を解決していくことや、議会及び執行機関との連携を図り、まちづくりを進めていくことを規定しています。

(コミュニティ組織の尊重)

第8条 市民、議会及び執行機関は、共に考え、共に協力し、共に行動するコミュニティ組織の自主的かつ自立的な活動を尊重します。

<趣旨>

コミュニティ組織の尊重を規定しています。

<説明>

まちづくりの担い手として、自治会や市民活動団体などのコミュニティ組織は、大きな役割を果たすことが期待されています。

そこで、わたしたちは、コミュニティ組織の自主的かつ自律的な活動を尊重し、その活動に積極的に参加し、守り、育てていく必要があります。

☆ちょっとブレイク・春日部市の紹介2☆

春日部市の木「キリ」

キリ（桐）とは

ゴマノハグサ科キリ属の落葉広葉樹。

高さは10メートルほどで、初夏に淡い紫色の花を付ける。

キリ材は、日本の樹木の中で最も軽い。木目が美しく、狂いが少ないため、たんすなどに使われる。

キリは、春日部市の特産品である桐たんす、桐箱、押絵羽子板などの材料として用いられています。桐たんすや桐箱などの桐工芸品は、江戸幕府三代将軍徳川家光による日光東照宮造営に携わった大工が、日光街道の宿場町であった粕壁宿で伝え、江戸時代中ごろから後半にかけて広まっていたといわれています。また、押絵羽子板は、戦時中浅草の職人たちが、桐工芸品の伝統がある春日部に疎開してきたことにはじまります。

伝統工芸品の材料として用いられてきた、市の木「キリ」については、南栄町中央児童公園、大沼第4公園、牛島公園などで見ることができます。ぜひご覧になってください。



第3章 議会（第9条・第10条）

（議会の役割と責務）

第9条 議会は、執行機関の事務の管理及び執行を監視し、議決権等の権限を行使することにより、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、情報共有、市民参加及び協働を基本としたまちづくりを推進し、市民自治の発展及び市民福祉の向上に努めます。

3 議会は、市民への情報提供を積極的に行い、市民に開かれた議会運営を行います。

＜趣旨＞

自治の基本理念に基づき、議会が果たすべき役割と責務を定めます。

＜説明＞

- 1 議会は、市長とともに住民の直接選挙によって選ばれた代表機関であり、二元代表制の一翼を担っています。そして、役割の一つとして、「執行機関の事務の管理及び執行」を監視する機能を持っています。

また、議会が執行機関を監視するための権限として、地方自治法において、議決権、同意権、選挙権、調査権、検査権、意見提出権等が規定されています。これらの権限を行使することにより、市民の意思を市政に反映させる役割と責務について規定しています。

【用語の解説】

「執行機関の事務」とは

「執行機関の事務」には、「自治事務」（地方自治法第2条第8項）と「法定受託事務」（同第9項）があります。

「自治事務」には、住民基本台帳の整備、公園、病院の設置、都市計画の決定、飲食店営業許可などがあります。「法定受託事務」には、国が本来果たすべき役割に係るものとして、戸籍に関する事務、旅券の発行、国道の管理（直轄国道を除く）や都道府県が本来果たすべき役割に係るものがあります。

「執行機関の事務の管理及び執行」とは、地方公共団体が行っているすべての事務を管理したり執行したりすることをいいます。

- 2 議会が、自治の基本理念に基づき、市政運営における情報共有、市民参加と協働を基本としたまちづくりを推進することで、市民自治を発展させ、市民福祉の向上に努めることを規定しています。

【用語の解説】

「市民福祉の向上」とは

「福祉」は、広い意味で「幸せと豊さ」を指すことから、「市民福祉の向上」とは、「市民の幸せと豊さを向上させること」と捉えています。

この条例の目的や自治の基本理念において、「暮らしやすいまちの実現」と表記している部分は、「市民福祉の向上」と同じ意味と解釈します。

- 3 議会合議制の機関であり、開かれた議会運営を行うことは、住民の代表として市民の意思を市政に反映させるために必要な要素です。開かれた議会運営を行うには、まず議会からの情報提供が重要です。地方自治法第115条の規定にあるように、議会の本会議は原則公開になっています。

春日部市議会では、本議会や委員会の傍聴制度、「議会だより」の発行、ホームページによる議事録の公開、インターネットによる議会中継など様々な取組を行っています。このような情報公開と説明責任を果たす取組により、市民と議会が情報を共有することで、市民に分りやすく、参加しやすい議会運営が行われ、自治の推進が図られます。

（議員の役割と責務）

第10条 議員は、住民（本市の区域内に住所を有する者をいいます。以下同じ。）の代表として、市民の意見を把握し、市政に反映させるよう努めます。

- 2 議員は、自らの活動に関する情報を市民に提供し、分かりやすく説明するよう努めます。

<趣旨>

自治の基本理念に基づき、議員の役割と責務を規定しています。

<説明>

- 1 議員は、直接選挙により選ばれた住民の代表として、市民の意思を市政に反映させる重要な役割があります。

ここでは、住民の代表として、住民との話し合いや地域の中での様々な活動を通して、幅広い市民の多様な意見を把握するとともに、それらを集約して議会の意思決定や市政に反映させていくことを役割と責務として規定しています。

- 2 議員が自らの活動を積極的に情報提供し、分かりやすく市民に説明することによって、市民が市政に理解を深められるよう努める役割と責務を規定しています。

第4章 執行機関

第1節 市長等の役割と責務（第11条—第13条）

（市長の役割と責務）

第11条 市長は、本市の代表として、責任の重さを自覚し、この条例に基づき自治を推進します。

2 市長は、市政運営の最高責任者として、市民福祉の向上のため、市民の意思が反映された市政運営を、公正かつ誠実に行います。

<趣旨>

自治の基本理念に基づき、春日部市の代表である市長の基本的な役割と責務を規定しています。

<説明>

- 1 地方自治法第147条では、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と定められており、市長があらためて責任の重さを自覚し、この条例に基づき自治を推進するという意志を表しています。
- 2 本市を統轄する最高責任者としての市長は、「市民の幸せと豊かさ」、つまり、「市民福祉」を向上させるため、市民からの意見や要望に耳を傾け、公正な立場で、誠実に市政運営を行っていくことを規定しています。

地方自治法において、長は、当該普通地方公共団体の「①事務を管理し及びこれを執行する（第148条）」こと（市政運営）、「②職員を指揮監督する（第154条）」こと（最高責任者）、「③「選挙人が投票によりこれを選挙する（第17条）」こと（公正かつ誠実）」などの規定があることから、市民福祉の向上のため、市民の意思が反映された市政運営を行うものです。

（執行機関の役割と責務）

第12条 執行機関は、市民の多様な意見に配慮し、市民の意思を反映させ、公正かつ誠実に事務の管理及び執行を行います。

2 執行機関は、情報共有、市民参加及び協働を基本としたまちづくりを推進し、市民自治の発展及び市民福祉の向上に努めます。

<趣旨>

自治の基本理念に基づき、市長だけでなく執行機関全体として果たすべき役割と責務を規定しています。

<説明>

- 1 執行機関は、市民の様々な意見に耳を傾け、総合的な判断や意思決定を行う場合には、市民の意思が反映された、事務の管理と執行を公正かつ誠実に行います。

なお、この役割と責務に基づく市政運営の基本的な事項については「第4章 執行機関 第2節 市政運営」に具体的に定めています。

- 2 執行機関は、自治の基本理念に基づき、積極的に情報を共有し、市民参加と協働を推進することで、市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治の発展と市民福祉の向上に努めることを定めています。

なお、情報共有、市民参加及び協働の基本的な事項については、「第5章 市民参加等」に具体的に定めています。

（市職員の役割と責務）

第13条 市職員は、市民福祉の向上のため、自ら積極的に創意工夫に努め、この条例を遵守し、誠実かつ効率的に職務を遂行します。

- 2 市職員は、職務を遂行するために必要な知識、技能等の習得や能力の向上に自主的に取り組みます。

＜趣旨＞

自治の基本理念に基づき、市職員一人ひとりの役割と責務を規定しています。

＜説明＞

- 1 市職員は、市長の指揮監督のもと、この条例の目的である市民誰もが暮らしやすいまちを実現することを行動の指針として職務にあたることを確認しています。
そして、市職員一人ひとりが自ら考え、積極的に創意工夫に努めること、他の法令・条例と同様、この条例を遵守して誠実かつ効率的に職務を行うことを規定しています。
- 2 地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあって、高度化、複雑化する行政事務に対応するため、市職員には、専門知識の習得やスキルアップを図ることが求められています。また、市民と共に考え、共に協力し、共に行動してまちづくりに取り組む資質が求められます。そのため、常に自己研鑽に努め、能力の向上に自主的に取り組んでいきます。

第2節 市政運営（第14条—第20条）

（市政運営の原則）

- 第14条 市長は、情報共有、市民参加及び協働を基本としたまちづくりを推進するため、効率的かつ公正で透明性の高い、市民の視点に立った市政運営を行います。
- 2 執行機関は、政策や施策の計画、実施、評価及び改善のそれぞれの過程において、成果重視の観点を踏まえた検証を行い、市政運営に反映させます。

<趣旨>

自治の基本理念に基づき、市政運営について規定しています。

<説明>

- 1 市長は、自治の基本理念である情報共有、市民参加及び協働を基本としたまちづくりを推進します。そのため、①効率的で、②公正の確保、③透明性の高い、市民の視点を重視した市政運営を行うことを原則とします。
「効率的」とは、最少の経費で最大の効果を上げることがを指します。「公正の確保」とは条例や法令等に基づいて執行すること、「透明性」とは意思決定の過程を分かりやすく伝えることを指します。
- 2 執行機関は、成果重視の市政運営を行うことを原則とします。つまり、政策や施策の観点からどのように課題が解決され成果が上がったかという視点を強く持ち、各事務事業の遂行にあたって、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のサイクル（PDCA）の中で、常に改善していきます。

（説明責任及び応答責任）

- 第15条 執行機関は、市政の状況又は課題について、市民に分かりやすく説明し、提案、意見及び要望については、迅速かつ的確に対応するよう努めます。

<趣旨>

執行機関の説明責任と応答責任について規定しています。

<説明>

執行機関は、市政の状況や課題について市民に対して分かりやすく説明します。

特に、執行機関が行う施策について、なぜ必要なのか、方法は適切か、その効果など、意思決定の過程を明らかにすることが重要です。

また、応答責任として、市民からの提案や意見、要望があった場合には、迅速かつ的確に応答します。

(総合振興計画)

第16条 市長は、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

<趣旨>

総合振興計画について規定しています。

<説明>

総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を策定するとともに、基本計画も含めた総合振興計画の策定とそれに基づくまちづくりを行うことを定めています。

(行政手続)

第17条 執行機関は、市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

<趣旨>

行政手続について規定しています。

<説明>

「行政手続」とは、市民の皆さんが許認可をもらうため役所の窓口書類を出すときや、役所から業務停止の命令などを受けたるときのように、市民の皆さんと役所との間に行なわれる手続についてのルールを定めたものです。

「処分」とは、執行機関が条例等に基づいて行う公権力の行使に当たる行為を言い、「行政指導」とは、一定の行政目的を達成するために行う指導、勧告、助言などを言います。「届出」とは、条例などに基づいて、執行機関に対して通知が義務付けられているものを言います。

執行機関がこれらの手続を行う場合には、条例や法令等を遵守し、市民の権利及び利益を守ることが求められます。

なお、行政手続の具体的な内容については、春日部市行政手続条例に定めています。

(行政評価)

第18条 執行機関は、効率的な事務を行うため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策に反映させるよう努めます。

2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表します。

<趣旨>

行政評価について規定しています。

<説明>

- 1 行政評価とは、総合振興計画の体系にそって、施策、事業の成果や達成度などを評価・検証して、事業の見直しや計画、予算に反映させていく仕組みをいいます。そのため、計画、予算、実施、評価のサイクルが連動した仕組みであることが重要になります。
- 2 市政運営の原則にのっとり、市民への説明責任を果たすため、行政評価の結果を市民に分りやすく公表します。

(財政運営)

第19条 執行機関は、財源及び地域における資源を効率的かつ効果的に活用し、長期的かつ安定的な財政運営に努めます。

2 市長は、健全な財政運営を行い、毎年度の財政状況を市民に分かりやすく公表します。

<趣旨>

財政運営について規定しています。

<説明>

- 1 健全な財政運営は、自立した市政運営の土台となります。執行機関は、地域全体の資源を、財源とともに効率的かつ効果的に活用し、長期的に安定した財政運営を目指します。
- 2 予算や決算などの財政状況を明らかにすることは、市政の透明性の確保につながります。地方自治法第243条の3第1項では、歳入歳出予算の執行状況等の財政状況について、毎年2回以上住民に公表することが義務付けられています。
予算及び決算の状況については、市民が理解しやすいよう、分りやすく公表していきます。なお、過去の状況については、市政情報室にて公表しています。

(危機管理)

第20条 執行機関は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めます。

2 市長は、危機管理に関する計画及び情報共有の仕組みを整備し、緊急の事態に的確に対応するための体制強化に努めます。

<趣旨>

安全で安心な市民生活の確保のため、危機管理について規定しています。

<説明>

- 1 執行機関は、地震・台風・洪水・大火災・感染症などによって引き起こされる不時の災いに備え、市民の安全の確保に努めることを規定しています。
- 2 阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、地域住民相互の支えあいが重要であることが改めて認識されました。

緊急時の危機管理を担う体制については、市職員だけでは対応が困難であり、市民の自助・共助の力が大きいと言えます。そのため、執行機関が中心となった地域間の計画や情報共有体制の仕組みづくり、また、それを担う体制づくりを進めます。

第5章 市民参加等

第1節 情報共有（第21条—第23条）

（情報共有）

第21条 議会及び執行機関は、それぞれが保有する情報は市民との共有のものであることを認識し、市民の知る権利を保障し、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより情報共有に努めます。

＜趣旨＞

自治の基本理念に基づき、「情報共有」について規定しています。

＜説明＞

まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有することは、市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治及び市民参加及び協働を基本としたまちづくりの前提になります。この認識に立ち、多くの情報を持つ議会及び執行機関は、市政に関する情報を市民の知る権利として保障し、適切な情報公開及び情報提供を行う必要があります。

なお、市民同士の情報共有については、「第6条 市民の役割と責務」において定めています。

（情報の収集及び提供）

第22条 議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう多様な媒体を活用し、効果的かつ公正な情報提供を行うよう努めます。

＜趣旨＞

「情報共有」を具体化するため、情報収集及び情報提供について規定しています。

＜説明＞

情報共有を図るうえで、議会及び執行機関は、既に持っている情報を提供するだけでなく、市民が知っておくべき情報、知りたい情報は何かを的確に把握し、分かりやすい形で、かつ、簡単に得られる方法で提供することが求められています。これは、市民参加及び協働を進めるうえで、市民の関心や参加意欲を高めることにつながります。

ここで、「多様な媒体」とは、「広報かすかべ」などの広報紙やホームページを指します。今後も、目的に応じた効果的な方法を検討していきます。

（個人情報の保護）

第23条 議会及び執行機関は、それぞれが保有する個人情報を保護します。

＜趣旨＞

個人情報の保護について規定しています。

＜説明＞

議会及び執行機関が、情報公開、情報提供、情報収集を行う場合には、個人の情報を適切に扱い保護します。

春日部市個人情報保護条例においては、議会及び執行機関による個人情報取扱いの際の具体的な責務、市民及び事業者等の責務とともに、個人情報収集の禁止・制限事項などを規定しています。

☆ちょっとブレイク・春日部市の紹介3☆

春日部市の鳥「ユリカモメ」

ユリカモメとは

チドリ目カモメ科の冬鳥。

全長は40センチほどで、足とくちばしは赤色。頭部は夏場は茶色で、冬場は白く、羽はグレー。目の後ろに黒い斑点があるのが特徴。

ユリカモメは、平安時代の代表的な物語である『伊勢物語』に歌われた、都鳥(みやこどり)です。京の貴族在原業平(ありわらのなりひら)は、遠く都を離れ東国(とうごく)を旅しているときに、隅田川(現在の古隅田川)に遊ぶ都鳥を見て、ふるさとの京の都を懐かしみ、歌を詠(よ)みました。春日部八幡神社参道の「都鳥の碑」は、この故事(こじ)を記念して建てられたもので、ユリカモメは、歴史的にゆかりがあり、市民に親しまれています。

また、ユリカモメは冬になると市内の中心を流れる古利根川にえさを求めて多く飛来し、その愛らしい姿で市民のみなさんの目を楽しませています。

冬場は、午前中に古利根公園橋の欄干(らんかん)に止まって、日光浴を楽しんでいる姿をよく見かけることができます。みなさんもぜひご覧になってください。



第2節 市民参加（第24条—第26条）

（市民参加）

第24条 議会及び執行機関は、市民が市政に参加できるよう多様な参加の機会を提供します。

<趣旨>

自治の基本理念に基づき、「市民参加」について規定しています。

<説明>

政策の企画立案から実施、評価に至るまで、多様な参加の機会を提供します。また、幅広い市民への呼びかけ方や開催時間帯などを工夫します。

「多様な参加の機会」とは、審議会等への参加、市民意見提出手続（パブリックコメント）、住民投票の他、意向調査（市民アンケート）、説明会、ワークショップなど様々な方法が考えられます。多様な市民ニーズやライフスタイルに対応するため、また、参加の手法が硬直的かつ安易なものにならないよう、これらの手法を組み合わせしていく必要があります。

（意見の取扱い）

第25条 議会及び執行機関は、市民参加によって市民から提出された意見について、それぞれの考え方及び市政への反映状況について、市民に分かりやすく公表します。

<趣旨>

市民参加によって提出された市民の意見の取扱いについて規定しています。

<説明>

多様な市民参加の機会において提出された市民の意見の概要及び回答については、ホームページ等において公表するものとします。

これは、議会及び執行機関による意思決定過程を明らかにするとともに、市政への反映状況を市民に分りやすく公表することが、市民同士が互いの意見を共有するためにも重要であると考えています。

(市民参加のための学習支援)

第26条 執行機関は、市民が市政への関心を高め、理解を深められるよう学習の機会を設けます。

<趣旨>

市民参加の効果を高めるため、市民参加のための学習支援について規定しています。

<説明>

市民参加の機会があっても、市政に関する知識について知らなければ市政に参加することは難しくなります。そのため、市民参加の機会を多様に用意するだけでなく、市民がまちづくりや市政への関心を高め、理解を深められるよう、学習支援の機会を設けることとします。

現在、春日部市では「かすかべし出前講座」を実施しています。この講座は、市職員が皆さんの学習会や集まりに講師としてお伺いし、春日部市の事業などについてお話をするものです。暮らしに役立つ情報や、最新の市政情報なども含まれています。これは、市民同士、市民と執行機関が「春日部のまちづくり」について共に学び、共に考えるきっかけにもなります。

第3節 協働（第27条）

第27条 市民、議会及び執行機関は、地域や市民生活における課題の解決に向けて、それぞれの自発的な意思と合意に基づいて協働します。

- 2 市民、議会及び執行機関は、協働に当たって、企画立案段階から十分な協議を行います。
- 3 執行機関は、協働によるまちづくりを推進するため、市民及びコミュニティ組織の自主性及び自立性を尊重し、その活動に対する支援を行います。

<趣旨>

自治の基本理念に基づき、「協働」について規定しています。

<説明>

- 1 地域や市民生活における課題を解決していくためには、市民、議会及び執行機関がそれぞれの役割を認識し、対等な立場で補い合い、協力して行動していきます。
- 2 協働にあたっては、解決しようとする課題や協働の目的を共有したうえで、適切な役割分担を行うことが必要となるため、企画立案段階からの十分な協議をしていきます。
- 3 協働とは、相互に対等な立場で取り組むものであるため、本来は一方が片方を支援するという関係ではありません。しかし、市民及びコミュニティ組織の中には、活動のための人材、情報などに課題を抱えていることがあります。そのため、執行機関は、市民との協働のパートナーとしてだけでなく、協働の環境整備役として、市民やコミュニティ組織の活動について、連携促進や情報提供などの支援を行うことを定めています。

第4節 住民投票（第28条）

第28条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

- 2 住民は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく直接請求に準じ、その代表者から市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めます。
- 4 執行機関は、住民投票の実施に当たって、その参加者が適切な判断を行えるよう、十分な情報提供を行うよう努めます。
- 5 議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

<趣旨>

地方自治は、市長、議員を住民の代表とする間接民主制を採用していますが、住民投票は、それを補完する参加の仕組みです。市政について、住民が直接意思を表明する住民投票の仕組みを規定しています。

<説明>

- 1 住民投票制度は、住民（本市の区域内に住所を有する者）の意思を直接問う市民参加の手法の一つです。市長は、市政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができます。

ここで、「市政に係る重要事項」とは、議会及び執行機関が行う事務のうち、市民生活に重大な影響を及ぼす事項を意味します。例えば、市町村合併の是非や原子力発電所の設置などが想定されます。また、重要事項であっても、一部特定の地域や住民にかかわる事項は、住民投票の対象には適さないと考えられます。
- 2 住民は、市長に対して住民投票の実施を求めることができます。住民からの請求に必要な連署数については、地方自治法第74条に規定する条例の制定または改廃に係る直接請求に準じて、選挙権を有する者（現行では満20歳以上の住民）の総数の50分の1以上としています。
- 3 投票資格、投票方法、成立要件など住民投票の実施に必要な事項については、住民の賛否を問おうとする事案ごとに別に条例で定めるものとしています。
- 4 住民投票の実施に当たっては、投票の前に十分な情報提供を行う必要があります。投票権を持つ住民が、十分な情報をもとに適切に判断して住民投票に参加することが大切です。
- 5 住民投票は、間接民主制を補完する制度であり、法的な拘束力を持たないとされることが一般的です。住民投票の結果が、議会や市長の選択や決断を拘束するものではありませんが、議会や市長は、投票結果をしっかりと真摯に受け止め、住民の意思を尊重することを規定しています。

【参考】

住民投票制度の「個別設置型」と「常設型」

住民投票制度には、住民の賛否を問おうとする事案ごとに実施に必要な住民投票条例を個別に制定する「個別設置型」と、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な事項をあらかじめ住民投票条例として定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票が実施できる「常設型」があります。

春日部市では、住民投票の対象となる「市政に係る重要事項」について、合併問題や重要施設の設置などを除くと具体的事案が想定しにくいことや、その事案ごとに投票資格、投票方法、成立要件などを柔軟に定めたいという考えから「個別設置型」の制度を選択しています。この制度は、住民投票を実施する前に、議会で十分な議論を経るため、投票結果が尊重され、市政に反映されやすいと考えられます。

第5節 連携と協力（第29条・第30条）

（国及び他の地方公共団体との連携と協力）

第29条 議会及び執行機関は、広域的な視点から共通する課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し協力します。

<趣旨>

地方分権の進展や地域の課題の多様化に伴い、国や他の地方公共団体との連携が今後より一層求められることから、連携と協力について規定しています。

<説明>

春日部市の課題は、本市だけで解決できるものだけではなく、他の自治体に共通する課題や環境保全、産業振興、基盤整備、災害協定など、市域を越えた広い範囲に及ぶ課題があります。これらに対応するには、市域を越えて広域的に処理するため、国や他の自治体と連携と協力を進めることを規定しています。

春日部市は、国や県に対して意見・要望を述べ、近隣市や関係自治体と対等な立場で連携し、協力していきます。

（国際社会における連携と協力）

第30条 市民、議会及び執行機関は、平和、人権、文化及び環境の問題に積極的に取り組むため、国際社会における連携と協力を努めます。

<趣旨>

春日部市を取り巻く大きな環境である国際社会は、地域社会の問題と深くかかわっていることから、国際社会における連携と協力について規定しています。

<説明>

平和、人権、文化、環境の問題など国際社会における課題は、地域社会においても深く関係しています。国際化時代に通用する人材を育成するとともに、国際理解の推進のためには、グローバルな視点に立ちながら、地域における幅広い国際交流を行うことが重要です。

春日部市は、国際社会との連携と協力を図るための必要な取組を行うとともに、市内に住む外国人との交流促進に努めていきます。

第6章 条例の実効性の確保（第31条・第32条）

（条例の普及）

第31条 執行機関は、市民と互いに協力し、この条例の普及啓発に努めます。

2 執行機関は、市内の学校と連携し、この条例の趣旨について、こどもたちに学ぶ機会を設けるよう努めます。

<趣旨>

自治の推進のためには、この条例を市民が理解し、積極的に活用することが必要なことから、条例の普及について規定しています。

<説明>

- 1 一人でも多くの市民に、この条例の理念や趣旨を理解してもらうために、執行機関は、市民と協力して、この条例の普及啓発を行っていきます。

例えば、自治会を通じた市民への普及、市民活動団体等への周知、議会及び執行機関の主催する会議等での周知、この条例についての説明会や出前講座の実施、普及啓発のための冊子等の配布などを行っていきます。

- 2 市内の小学校、中学校、高校等と連携を図り、次世代の自治を担うこどもたちがこの条例の趣旨や今後の春日部市の自治のあり方について、学び、考える機会を提供していきます。

（条例の検証）

第32条 市長は、この条例による実施状況を検証し、この条例の見直し等の必要があると認めるときは、必要な措置を行います。

<趣旨>

この条例の検証について規定しています。

<説明>

この条例における情報共有、市民参加、協働の仕組みについての実施状況を検証します。そのうえで、社会情勢や市政の状況の変化により、この条例の規定が適切でないなど見直しの必要がある場合には、改正などの必要な措置を行うことができるものとしています。

自治基本条例の見直しには、定期的（3～5年）に見直しを行うとするもの、必要に応じて見直しを行うとするものがあります。春日部市では、自治基本条例は自治の推進における最高規範であるという性格であることから、頻繁に見直しを行うのではなく、社会、経済情勢の変化により必要に応じて見直しを図る方法をとるものとしています。

自治基本条例の策定プロセス

